

出生届後の手続きについて

ご出産おめでとうございます。

長久手市にお住まいの方は、出生届のほかにも下記の手続きがあります。

窓口番号 担当課	手続き	必要なもの	備考
⑧ 保険医療課	子ども医療費 受給者証	・健康保険証	満18歳になる年度末（高校卒業）まで使えます。
2階 ⑪ 子ども 家庭課	児童手当	・本人確認ができるもの 第1子の場合 ・口座情報が分かるもの ・請求者・配偶者のマイナンバーが分かるもの	生まれた日の翌日から15日以内★に申請してください。 ※第2子以降出生の場合も増額の申請が必要です。
⑦ 保険医療課	国民健康保険の加入（子） ※社保扶養に入らない方	・国民健康保険証（親のもの） ・本人確認ができるもの（親のもの）	※全ての手続きに必要 ・本人確認ができるもの ・親子健康手帳（母子健康手帳）
	国民健康保険 ※長久手市の国保に加入している方 ＜出産育児一時金＞	・国民健康保険証（母） ・出産費用の領収・明細書	
	＜保険税産前産後免除＞	・国民健康保険証（母）	出産予定日の6か月前から 手続可
	国民年金（1号加入中の母） ＜産前産後免除＞	・母の年金番号がわかるもの若しくはマイナンバーカード	
2階 ⑪ 子ども 家庭課	低体重児届出	・親子健康手帳（母子健康手帳） または 低体重児届出書	2,500グラム未満のお子様が誕生した方が対象です。 出生後、速やかに届け出てください。
③ 市民課	出生届出済証明 ※出生届届出先で手続きをしてください。	・親子健康手帳（母子健康手帳）	親子健康手帳（母子健康手帳）に「出生届出済証明」を受けていない方は、お早めに手続きをしてください。

★ 期限の最終日が土日・祝日など休日の場合、その次の市役所の開庁日が期限日になります。

長久手市役所（0561-63-1111）

なお、長久手市以外の市町村にお子様の住所を設定される方は、住所登録地の役所に今後の手続きをお尋ねください。